

令和7年度浄化槽管理士研修会開催概要

公益社団法人長野県浄化槽協会

1 趣 旨

長野県条例第12条の規定により、保守点検業者に登録する浄化槽管理士は、登録期間ごとに1回以上の管理士研修の受講が義務付けられています。

長野県は、公益社団法人長野県浄化槽協会が実施する浄化槽管理士として修得すべき最新の専門的知識、技能修得に資する研修会を、条例に基づく浄化槽管理士研修会として指定しています。

浄化槽の保守点検業務を担う登録管理士が、計画的に更新期間内に全員受講していただくようご案内いたします。

なお、デジタル化の推進にともないオンライン受講といたします。

2 講習内容

- (1) 浄化槽に関する施策展開と普及状況（行政機関）
- (2) 法定検査の現状（指定検査機関）
- (3) 最近の浄化槽の動向と維持管理のポイント（日本環境整備教育センター）

3 受講資格

浄化槽管理士

4 受講方法

職場・自宅等でのオンライン受講

5 受講定員

150名程度（研修会受講後、修了証書を交付）

6 受講料

8,000円（協会員は5,000円）

受講料の納付は、銀行振り込みでお願いします。

振込先等については、申し込み完了後、長野県浄化槽協会から別途お知らせします。

なお、入金締切日以降は、受講料の返金はできかねます。

7 研修会日時

研修会日時	受付期間
令和7年9月10日（水） 10:00～16:00	令和7年7月16日（水） から7月25日（金）

8 申込手続き

受講申込は、原則、協会ホームページのフォーマットからお願いします（ネット申込）。

※当研修会にお申し込み頂いた個人情報（氏名・住所等）は、研修会に関係する業務以外には利用しません。

9 受講申込受付先

公益社団法人 長野県浄化槽協会事務局

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 TEL 026-234-7637 FAX 026-233-4864

10 その他

- (1) 本研修会の受講義務など研修制度に関する問い合わせ先

長野県庁環境部水道・生活排水課 水道・生活排水係

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 TEL 026-235-7299

- (2) 県外から受講を希望される皆様へ

都道府県によっては、他県での研修会が保守点検業者の登録更新に必要な浄化槽管理士研修会として認められていない場合もありますので、事前に確認してからお申し込みください。